二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏字坪根一五九九のイ、一六〇〇のイの一、一六〇〇のイの二、字柄沢一六四八、一六八八の四、一六八九の五、大字夜間瀬字松ノ木九三六の口、九四五の五、字宮前九九七の口、九九九の口の一、九九九のロの二、一〇一一の口、一〇一二の口、一〇一四の口、字松長一四〇七の二、一四一五、一四一六の口、一四二一の口、一四二四、一四二五の二、大字佐野字角間二一二八の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県上伊那郡辰野町大字辰野字唐木沢三七七の四七、三七七の五一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字唐木沢三七七の四七、三七七の五一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県南佐久郡北相木村字木次原五六一五の六、五六一五の七、五六一五の一二（国有林）、五六一六の二、五六一六の四、五六一六の六、五六一六の八から五六一六の一〇まで、五六一六の二二から五六一六の二六まで、五六一六の三〇、五六一六の三一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡大鹿村大字大河原四四九二の九（国有林）、四二八九、四四九二の二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字大河原四二八九・四四九二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○経済産業省告示第百四十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

二の表第一のイラクの項中「三の六の(4)」を「三の六の(2)」に、同表第一のロードヘッドプーリを装着したものの項中「三の八の(10)」を「三の八の(7)」に改める。

三の7の(1)のイの表二九〇三・八九の項中「ドデカクロロペンタシクロ［五・一・〇・〇・〇・〇］デカン」を「ドデカクロロペンタシクロ［五・三・〇・〇・〇・〇］デカン」に改め、同表二九一四・七〇の項の次に次のように加える。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字小双紙一二三七五の一、大字佐野字長崩二七八二の四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字長崩二七八二の四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）